

大和都市計画土地区画整理事業の変更（天理市決定）

都市計画山の辺土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		山の辺土地区画整理事業				
面積		<約106.5ha> 約18.5ha				
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線道路	<3・4・5奈良天理桜井線> —			これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
			3・4・400 天理停車場線			
			3・4・402 別所喜殿線			
			<3・4・403勾田櫟本線> —			
			<3・4・407田部別所線> —			
		<3・6・403天理郡山南側線> —				
上記都市計画街路を基幹として、本地区の住居地域としての地域性に適応するよう、区画街路等（幅員4.0m～8.0m）を配置する。						
公園及び緑地	<種別> —	<名称> —	<面積> —	<備考> —		
	<児童公園> —	<2・2・27石上児童公園> —	<これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。> —			
	<その他> — 区画整理事業で設置する公園は、地区面積の3%以上を確保し、市民の憩の場に供すると共に、将来の住区形成の展望に立って、適正な規模・配置を決める。緑地についても同様に、適宜な配置をする。					
その他の公共施設	上水道については、将来の市街化に基づく人口増加を予測して、計画的な配置を行う。下水道は、公共下水道事業で快適な生活環境を確保するため計画的に整備する。 <珊瑚珠川> 河川は、一級河川布留川北北流と 中川 があり、将来の市街化に沿って計画断面を決定し、防災と用排水について、有効な機能を発揮するよう対処する。					
宅地の整備	この地域は、住居地域に指定されており、将来優良な住宅地を造成するため、換地設計で宅地の規模の適正化を図る。					

<>内は変更前

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり